

千葉の海の魅力発信イベント運営業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「県」という。）が発注する、千葉の海の魅力発信事業業務の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は、受託者決定後、県が作成する。

2 事業の背景・目的

本県は首都圏にありながら、三方を海に囲まれているという特徴を持っている。長い海岸線、美しい砂浜、切り立った断崖絶壁や波の静かな入り江など、地域によって様々な表情を持つ房総半島の海そのものをはじめ、半島性が生んだ豊かな自然、海の恵みがもたらす水産物や食文化、さらには万祝・大漁旗・波の伊八といった文化芸術などが育まれ、本県独自の魅力として存在している。

これらの魅力を「千葉県ならではの価値」として、県内外の多くの人々に広く認識してもらうため、地域ごとに様々な表情を持つ本県の海の魅力を十分に引き出し、千葉の海のブランド化を推進し、認知度向上を図るとともに、県民の誇りと愛着を醸成する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月25日まで

4 委託業務内容

本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、事業の背景・目的を踏まえ、千葉の海のブランド力向上に高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で企画の提案及び実施を行うこと。

なお、業務実施に当たっては、「千葉の海のブランドデザイン及びシンボルカラー※」（以下、「ブランドデザイン」という。）を活用すること。

※ 千葉の海のブランド力向上のため、県が作成及び選定したブランドデザイン（ロゴマーク、パッケージデザイン）及びシンボルカラーである。なお、ブランドデザインの使用に当たっては、千葉県ホームページに掲載している「千葉の海ブランドデザインガイドライン」を遵守し、県の確認を得ること。

千葉の海ブランドデザインガイドライン

<https://www.pref.chiba.lg.jp/bunshin/chibasea/documents/guideline2307.pdf>

(1) イベントの企画・運営

千葉の海の魅力発信イベントを企画・運営し、円滑に進行するよう、各種交渉、調整、手続、手配、会場設営、MC（司会）、音響機器のオペレーション、撤収、支払等一切の業務を行うこと。

また、各イベントの開催告知等、独自のメディア媒体や広報手段を用いた情報発信についても、提案すること。

ア イベントの内容

イベントの内容は、下記①（ア）から（ウ）のテーマで実施することとし、千葉県ならではの海の魅力の認知度の向上が期待できる企画を提案すること。

また、イベントでは、「ちば文化資産×千波県」のSNS^{*}の周知を行うとともに、フォロワー数の増加につながる企画も併せて提案すること。

イベントの実施については、企画提案の内容をもとに、県と協議を行いながら業務を進めるものとする。

※「ちば文化資産×千波県」SNS

【Instagram】 https://www.instagram.com/chiba_bunka_shisan/

【Facebook】 <https://www.facebook.com/chibabunkashisan/>

【 X 】 <https://x.com/chibabunkashisan>

① 開催回数：3回（それぞれ、以下のテーマで実施する。）

イベントテーマ（開催時期）

（ア）観光（7月～8月）

（イ）環境（9月）

（ウ）水産物（11月～2月）

実施時期にやむを得ず開催できなかった場合は、開催時期を県と協議の上、委託契約期間内に開催すること。

また、上記のうち2回は、同イベント会場内に本県のサーフィンやサーフ文化をPRするブースを同時出展するため、実施場所選定の際は、サーフィンPRブースの面積（2小間（3m×6m））も含めて実施できる会場とすること。

なお、会場使用料を含むイベントにかかる費用は、委託料に含まれるものとするが、サーフィンPRブースの装飾及び実施は、別途県が行う。

② 時 間：イベント1回当たりの実施時間は5時間程度とする。

③ 実施場所：千葉県内又は東京都内

※（ア）の会場は県で確保する。（（ア）のイベント会場の使用料は委託料に含まないが、控室や備品の費用は委託料に含む。）

(会場：イオンモール幕張新都心（千葉市美浜区）)

※(イ)、(ウ)の会場は、気候・天候を考慮し選定し、確保すること。

屋外で行う場合は、企画に応じて屋根付き施設やテントの設営が可能な場所を選定すること。また、予備日の確保等を行うこと。

イ アンケートの実施及びノベルティの配布

来場者にアンケートを実施し、回答者にノベルティを提供するなど効果的に実施する方法を提案すること。

※ノベルティの製作については、4（2）に記載のとおり。

なお、アンケートは紙で行うこともオンラインで行うことも可能とする。

アンケート項目については、県と協議の上決定する。

アンケートの回答内容は、データファイルに入力することとし、データファイルの様式及び入力方法については、県と協議の上決定する。

ウ アンケート参加者の目標人数：1イベント当たり300人以上

上記参加者が見込まれる企画を実施すること。

エ その他

イベントの進行にかかる運営マニュアルを作成し、事前に県に提出すること。

なお、運営マニュアルには以下の内容を必ず記載すること。

※進行台本、会場レイアウト図（受付、控室等も含む。）、スタッフ配置図、スケジュール表（当日及び設営等の当日までのスケジュール）、準備備品リスト、危機管理体制

ブースの装飾は、県が所有している以下の啓発物資を用いることができる。

なお、独自に製作した資材等を加えても差し支えない。

○県所有の啓発物資（全てブランドデザイン仕様）

- ・ テーブルカバー：2枚（幅約1,800mm×高さ700mm×奥行600mm）
- ・ バナースタンド：1台（約600mm×1,500mm ※巻き取りロール式）
- ・ A型のぼり看板：1台（約620mm×930mm）
- ・ のぼり旗：4本（約600mm×1,800mm）

（2）ノベルティの製作

ブランドデザインを活用し、千葉の海の魅力のPRに資するノベルティを以下のとおり製作し、イベントのアンケート参加者に配布すること。

アイテムの種類：2種類以上

※クリアファイルは選定しないこと。

製 作 個 数：1，500個以上（全アイテムの合計）

※ノベルティの単価は350円程度とする。

留意事項

- ・ノベルティは、環境負荷の少ないアイテムとすること。
- ・ノベルティの製作が4（1）のイベント開催日に間に合わない場合は、県が提供する既存のノベルティを使用することも可能とするが、その場合においても上記の製作個数分の製作を行うこと。

（3）その他の独自提案事項

本業務の目的をより効果的に推進する企画があれば提案すること。

なお、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

（4）その他本業務に付随する業務

本業務に付随する業務が発生する場合は、必要に応じて県と協議の上で進めることとする。

5 業務実施体制

本業務が円滑に実行され、かつ高い事業成果の獲得が可能な体制を構築するため、本業務の責任者・担当者を配置すること。やむを得ず、本事業の責任者・担当者名を変更する場合は、事前に県へ報告すること。

また、企画提案書では、「4 委託業務内容」の実施内容、業務フロー、人員配置体制を明らかにし、業務が遂行可能であることが客観的に理解できるような内容を示すこと。

6 実施報告書のとりまとめ

業務の完了後、委託業務の事業内容の実施報告書（様式任意）を県に提出すること。

なお、4（1）の業務については、イベント等出展の都度、設営・運営・撤去の状況等について記録（写真及び動画等による撮影を含む）を行い、各イベントの参加者数、実施したアンケートの分析結果をまとめること。

撮影した写真や動画は、県職員が用いる業務用パソコンにおいて閲覧及び簡易な編集が可能なデータとして納品すること。

7 経 費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用は委託料に含むこと。

8 著作権、成果物等の取扱い

- （1）本事業の実施に当たり発生した著作権、成果物等については、原則として県に帰属するものとする。
- （2）本事業の実施に当たっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。

9 その他の留意事項

(1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、県と協議及び打合せを綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

なお、協議及び打合せは、県又は受託者の求めに応じて実施するものとし、実施場所については、県の指示に従うものとする。

また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

(2) 再委託

受託者は、受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

また、業務の一部について、県の承諾なしに第三者に再委託することはできない。

(3) 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 記載外項目

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(5) その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。